

**武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）、
第9期介護保険料及び介護保険利用者負担額助成事業について
（議案第11号資料）**

1 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）【概要版】（別紙1）

2 第9期 令和6～8年度介護保険料

（1）第8期と第9期の保険料基準額（月額）変動の主な要因（別紙2）

・ 第9期保険料基準額（月額）：6,600円（第8期保険料基準額（月額）：6,240円（+360円））

第9期は歳入において、普通調整交付金の交付率が下がり交付金額が減少することが見込まれ、歳出においては、要支援・要介護認定者数の増加、介護職員の処遇改善を含めた報酬改定（+1.59%）の実施、吉祥寺南町3丁目の市有地を活用した看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めるとともに、新たに整備を予定する小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同生活介護事業所1か所の整備等による給付額の増額が見込まれる。そのため、保険料基準額（月額）が7,324円となり、第8期比1,084円の上昇が見込まれたが、介護給付費等準備基金を9億6,248万8千円取り崩し、6,600円とした。

（2）第9期介護保険料所得段階（別紙3）

・ 第1段階から第7段階までの年額保険料を第8期と同額に据え置き

国の示す第1号被保険者間での所得再分配機能の強化（高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ）を踏まえつつ、低所得者への対応として、第1～第4段階は国の示す公費軽減割合以上の乗率の引下げを行い、さらに、第5～第7段階までの課税層の一部についても第8期と同額の保険料に据え置いた。

・ 国が定める基準所得金額の変更に伴い、所得段階を区分する合計所得金額を一部変更

第10～14段階を国の第8～12段階の基準所得金額に合わせて設定し、第15～20段階を区分する合計所得金額について、累進性を高めて設定した。

3 介護保険利用者負担額助成事業

・ 介護保険利用者負担額助成事業については、第9期介護保険事業計画期間においても継続することとし、今後の事業の在り方については、第10期介護保険事業計画策定時において再検討する。